

宮城県定時定路線・生活維持支援金 実施要項

令和3年10月8日

(令和3年11月24日一部改正)

(令和4年7月11日一部改正)

宮城県企画部地域交通政策課

1 概要

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響による移動自粛等で経営に大きな影響が生じている乗合バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者、鉄道事業者及び貸切バス事業者に対して、その事業継続を支援し、県民生活への影響を回避するため補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）及び宮城県定時定路線・生活維持支援金交付要綱（令和2年8月5日施行）に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものです。

2 対象事業者（令和4年7月22日から受付開始分）

令和4年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した下記事業者

- (1) 乗合バス事業者
- (2) タクシー事業者
- (3) 運転代行業者
- (4) 貸切バス事業者

3 申請手続き

(1) 申請書の添付書類

乗合バス事業者	ア 令和4年4月1日が期間に含まれる一般乗合旅客事業運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の写し イ 上記に対する、登録番号を記した車両一覧表（様式は任意。ただし、令和4年4月1日から交付申請日までの間、一時抹消登録、異動、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） ウ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し エ 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） オ その他知事が必要と認める書類
タクシー事業者	ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（事業の譲渡を受けた場合は）譲渡譲受認可証の写し ※（許可証又は認可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し イ 支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（小型車・普通車など）を記した車両一覧表（1人1車制個人タクシーを除く。様式は任意。ただし、令和4年4月1日から交付申請日までの間、一時抹消登録、廃車代替購入があった場合にはその旨を付記し、証明できる書類を添付すること。） ウ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（休車の特例措置を行っている場合は、これに加えて臨時休車リストの写し） エ 支援金受取口座の通帳の写し （金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用）

	<p>オ その他知事が必要と認める書類 (代替した自動車がある場合は、代替前の車両についてもイ、ウの書類か、代替前の自動車であったことを確認できる書類)</p>
運転代行業者	<p>ア 自動車運転代行業の認定証（宮城県公安委員会発行）の写し イ 支援金交付対象となる随伴用自動車の代行保険（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に規定する損害賠償責任保険）契約証（又は共済契約証）の写し（随伴用自動車1台ごと直近のもので、支援金交付対象の所有車の登録番号が確認できる書類） ウ 支援金交付対象となる随伴用自動車の自動車検査証の写し（交付申請する随伴用自動車分） エ その他知事が必要と認める書類 (代替した随伴用自動車がある場合は、代替前の車両についても（2）、（3）の書類か、随伴用自動車であったことを確認できる書類) オ 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用）</p>
貸切バス事業者	<p>ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（許可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し イ 支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（大型車・中型車・小型車）を記した車両一覧表（様式は任意。ただし、令和4年4月1日から交付申請日までの間、一時抹消登録、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） ウ 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（休車の特例措置を行っている場合は、加えて休車リストの写し） エ 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） オ その他知事が必要と認める書類 (代替した自動車がある場合は、代替前の車両についてもイ、ウの書類又は、代替前の自動車であったことを確認できる書類)</p>

(2) 申請受付期間

令和4年7月22日（金）～令和4年8月31日（水） [当日消印有効]

(3) 申請先（郵送）

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県企画部地域交通政策課 交通政策班 宛て

4 実施スケジュール

項目	日程
受付期間	令和4年7月22日（金）～令和4年8月31日（水） [当日消印有効]
支払手続き	令和4年9月中（予定）
支援金支払	令和4年10月中（予定）

※現時点での想定であり、変更となる場合があります。

5 その他留意事項等

- (1) 虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いただきます。
- (2) 交付決定を受けた申請者は、支援金にかかる経理を明確にするるとともに、関係書類を交付決定日から5年間保存する義務があります。
- (3) 前回から、交付要綱及び様式を一部改正しています。改正後の様式にて申請しなければ、支援金を交付することができませんので、注意してください。
- (4) 令和2年度・3年度に「宮城県定時定路線・生活維持支援金」に交付申請を行った場合でも、補助要件を満たす上記「2 対象事業者」は、本支援金へ申請することができます。
また、令和3年度に「宮城県時短要請等関連事業者支援金」に交付申請を行った場合でも、補助要件を満たす上記「2 対象事業者」は、本支援金へ申請することができます。